工 事 特 別 仕 様 書

１　工　事　名　　８災第１号　羽島下山中州地区外１箇所農地災害復旧工事
２　工事場所　　いちき串木野市　　羽島　　地内
３　工　　期　　令和９年３月３１日限り

第１章　総　　則

本工事の施工に当たっては，鹿児島県農政部制定「農業土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という），「農業土木施工管理基準」（以下「施工管理基準」という），「工事請負契　約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は，この特別仕様書によるものとする。

第２章　工事内容

１　目　　的

（１）　この工事は，農地・農業用施設災害として施工を行うものでる。

（２）　田および、用水路の営農に影響のある災害箇所を早急、優先的に施工計画の上施工すること。

（３）　土工において残土流用を予定しているため、施工計画に際して流用計画を立てること。

（４）　仮設道路に使用したシラスは指定場所へ搬出すること。

２　工事概要

この工事の概要は，次のとおりである。

主要工事内訳

工　種	規　　格	数　　量	備　　考
別紙総括表参照			

３　工事数量

工事数量は設計図面及び参考資料による。

第３章　現場条件

１　土　　質

この工事の施工場所の土質は砂質土と想定している。

２　関連工事

関連工事がある場合は十分打ち合わせ調整のうえ，お互い協力し，効率良い工事に努め，手戻りの生じることのないようにすること。

関係機関と連絡を密にし，実施すること。

３　営農との関連

畑，水田等は立ち入る場合は土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り，工事施工することとし，施工方法について，地主と十分協議し，営農に支障のないよう施工すること。

４　騒音・振動対策

施工に当たっては，騒音・振動による被害を防止するため，充分な調査・計画をたてること。

５　産業廃棄物

（１）産業廃棄物税

工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適性に処理すること。

（２）指定副産物の搬出

建設工事の施工により発生する「指定副産物」（土砂･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊･ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊･建設発生木材）は指定の場所へ搬出すること。

（3）建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

（4）共通仕様書第１編共通編１－１－２２建設副産物２について,「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」は「産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）」と読み替えるものとする。確認方法は次のとおりとする。

１）マニフェスト情報を収録した磁気媒体（ＣＳＶ形式）による確認

２）受渡確認票による確認

（5）再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。又、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

(6)「建設副産物の適性処理及び利用促進」 別紙―1 を参照すること。

6　既存の建造物

工事の施工にあたり，他の建造物・立木等があるときは，監督員と立会いを行い，入念な注意と防護をし，万一これらに損傷を与えた場合は，請負人の責任をもって直ちに復旧または補償しなければならない。

7　第三者の指導

工事中，関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は，直ちに監督員に申し出て指示を受けなければならない。

8　国土調査の基準点等の保全について

（1）国土調査の基準点等測量標識等の保全

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は，その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに，施工前に設置者と協議すること。

第４章　仮設

1　工事用道路(維持管理)

近隣の市道・農道等を現場搬入道路として利用することとする。

一般運行に支障をきたさないよう請負者の責任のおいて維持管理しなければならない。

2　土取場，土捨場及び一時仮置場

建設発生土は，監督員と協議の上，指定場所まで運搬し，整地するものとする。

特に降雨等により，災害の発生がないように十分留意し，管理しなければならない。

第５章　工事用地等

1　発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は平面図及び丈量図のとおりである。監督職員の指示に従うこと。

2　工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については，工事施工に先立ち監督職員の立会いの上，用地境界，使用条件等の確認を行わなければならない。

また，工事施工上必要な用地の返還にあたっては，使用条件に基づき必要な措置を講じた後，発注者に通知しなければならない。

3　請負者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地を請負者の裁量で確保する場合は、請負者の責任において処理するものとする。

また、工事完了後地権者等に土地を返還し，立会いをして苦情がないようにしなければならない。

4　地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財，水道管，ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止し監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

第６章　工事用電力

１　この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第７章　工事用材料

１　規格及び品質

各種材料の使用にあたっては，カタログ，各種試験成績書により，材料使用承認を受けるものとする。
使用する材料は監督員の指示又は許可したものでなければならない。

(1)路盤材

１）道路の路盤材は再生クラッシャラン４０㎜以下を使用する。

２）再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は，すり減り量が５０％以下とする。

(2)砕石及び栗石

１）基礎砕石

基礎用砕石は再生切込砕石４０㎜以下とする。

再生砕石４０㎜以下の粒度の範囲は下表のとおりである。

種　類		フルイ通過重量百分率（%）										
	粒径の範囲	フルイの種類（㎜）										
		６０	５０	４０	３０	２５	２０	１０	5	2.5	0.4	0.074
最大粒径 ４０㎜	（㎜） ４０～０	100	100	９５ ～ 100	—	—	５０ ～ ８０	～	—	１５ ～ ４０	5 ～ ２５	～

(3)芝，植生工等

1)　人工芝使用の場合は幅１００㎝を標準とする。

(4)伸縮目地材

瀝青質又は，ゴム発泡体の材質で厚さ 10 ㎜のものとする。

(5)コンクリート積ブロック

コンクリート積ブロックはＪＩＳ　Ａ５３２３の積ブロックＡ種控長３５㎝のもので，１㎡当りの重量は３５０㎏以上でなければならない。

(6)合成樹脂製品

水抜管

塩化ビニール管 VPφ50 とする。

(7)コンクリート

コンクリートは，原則として「JIS A5308-1993」による生コンクリートとし，使用区分は下記のとおりとする。

①　生コンは原則として，ＪＩＳ表示許可工事で，かつ，コンクリート主任技師は，コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力，製造設備，品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。

種類	設計基準強度 (N/mm2)	粗骨材最大寸法 (㎜)	水セメン比 (%)	スランプ範囲 (cm)	セメントの種類	適用工種
標準品	３０	２５以下	５５以下	８±2．５	普通セメント	
	２４	２５以下	６０以下	８±2．５	高炉セメント	三面張，橋台，橋脚等
	１８	４０以下	６５以下	８±2．５	高炉セメント	重力式擁壁等
	１８	２５以下	６５以下	８±2．５	高炉セメント	均コンクリート

※　設計(構造計算)において，水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※　無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚１６ｃｍ未満の場合は２５ｍｍ以下、部材厚１６ｃｍ以上の場合は４０ｍｍ以下とする。

② 品質検査（ＪＩＳ A5308-9 検査）は，乙が直接行うよう努めなければならない。止むを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも乙が立会いし確認しなければならない。

③ 品質管理は，施工管理基準によるほか材合７日又は３日圧縮強度試験を行い，強度上疑義がある場合は，当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。ただし，重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

(8)材料保管

各種材料は，使用前に破損，変質の有無を検査し，破損品，変質品は使用してはならない。又，材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第８章　施工

１　一般事項

(1) 工事着手

地区内の耕作地内を使用する場合は地権者等に連絡をした後に行うこと。

(2) 水準点

この工事の水準点は，図面に示す KBM を使用することとする。

(3) 検測又は確認

この工事の不可視部分についての検測又は確認は段階で監督員の確認を受けなければならない。

(4) 工事施工に先立ち、この工事の事業計画全体について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設用地整備に努めなければならない。

(5) 施工に先立ち、地区界、基準杭、及び区画割の基礎杭を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。なお、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(6) 土砂流失防止対策

工事施工計画書作成に先立ち現場を十分把握し、工事施工中の土砂流出防止対策については十分考慮すること。

２　土工

(1) 土質

埋戻，盛土等に使用する材料は現場発生の掘削土，床掘土を使用するものとする。但し，使用に不適当な場合，並びに搬入土については協議するものとする。

(2) 盛土

構造物の盛土は，一層の仕上り厚が３０㎝程度となるようにまき出し，振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。なお，盛土材については単位体積重量 r=1.8t/m3 相当の良質土によること。

(3) 埋戻

構造物の路肩及び構造物周辺の埋戻は，一層の仕上り厚が３０㎝程度となるようにまき出し，振動コンパクタ９０kg級又はタンパ６０～１００kg級，あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により，所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

(4) 建設発生土

建設発生土の処理は，場所等監督員と打合せのうえ，適切に処理しなければならない。

(5) 切込砕石基礎

切込砕石は，再生材４０㎜以下を均等に敷均した後，振動コンパクタ９０kg級（又はタンパ６０～１００kg級）により転圧しなければならない。

3　コンクリート

(1) 打設

1)コンクリート打設は，監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後，打設するものとする。

2) コンクリートの打設に当たっては，硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。

3) 打設工法については監督職員と打合せるものとする。

(2) 打継目処理

コンクリート打継目はモルタルを敷均し処理しなければならない。モルタルの厚さは概ね１５㎜とする。

(3) 養生

コンクリートは打設後，急激な温度変化，湿度，乾燥等の有害な影響を受けないよう充分に注意して養生しなければならない。

4　擁壁工

(1) 練積ブロック工

伸縮目地の間隔は１０ｍを標準とし，エラスタイト（ｔ＝１０㎜）等を使用する。

水抜き工は(VP50㎜)を使用する。（河川護岸は不要）

5 法面保護工

芝工

(1) 張芝

張芝は全面張付とする。

6　復旧工

(1) 道路復旧

道路及び法面の復旧は，工事開始前の状態に復旧すること。

道路舗装復旧等は，沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし，沈下等があったら，請負者の責任で処理すること。

(2) 耕地復旧

表土剥ぎ，表土埋戻は，現況の厚さを剥ぎ，戻すこととし，埋戻の法面，畦畔等は締固め，築立を十分行わなければならない。

工事施工により踏み荒らした場合は，均平にした後，６０㎝以上深耕し，更にロータリーにより砕土を行い，耕作に支障がないように復旧するものとし，土地所有者または，耕作者の承認を得ること。

１）水田部

表土の厚さは，２０㎝と想定している。

水田は心土の締固めに十分に留意し，漏水がないようにしなければならない。

２）畑地部

表土の厚さは，２５㎝と想定している。

第９章　施工管理

1　主任技術者等の資格

主任技術者等は共通仕様書第１章第１節１－１－１０の（１），（２）又は，（３）の資格を有するものでなければならない。

2　施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は，下記によらなければならない。

１） 暗渠排水の勾配はレベル測定を行い、勾配より算定した値に対して管理を行う。

その基準値は、U字溝の基準高の値を準用する。

２）その他に施工管理基準に定めのない工種については監督職員と協議し管理しなければならない。

~~3　塩化物含有量試験~~

~~塩化物含有量試験（測定）基準については次のとおりとする。~~

~~(1) 打設日ごとに，打設前，午前，午後各１回。~~

~~(2) 午前，午後各打設量が３０m3 に達するごとに１回。~~

第１０章　条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり，自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合，あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は，次のとおりである。

１　「第２章　２及び３」の工事概要の及び工事数量に変更があった場合。

２　掘削にともない「第３章　１」の土質と相違があった場合。

３　転石や岩盤等の出現

４　地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合。

５　地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現

６　排出ガス区分

第１１章　定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には，必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第１２章　安全管理

１　工事施工の安全を期するため次の法律，規則等を守らなければならない。

(1) 労働基準法

(2) 労働安全衛生法

(3) 労働安全衛生規則

(4) 火薬類取締法

(5) 騒音規制法

(6) 振動規制法

(7) 水質汚濁防止法

(8) 土木工事等施工技術安全指針

２　交通管理については，工事現場内外のトラブル，交通事故の絶無を計り，一般交通の安全性を確保しなければならない。

３　本工事で配置する交通誘導員は，交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員，または，交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

但し，鹿児島公安委員会が，道路における危険を防止するため，交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において，交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は，交通誘導警備業務を行う場所毎に１名以上は，１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員を配置すること。

また，請負者は，上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資　格	資　格　要　件
交通誘導警備業務に係る １級検定合格警備員 ２級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施行）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で，交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が１年以上である者

4　工事現場を標示する工事板（工事予告版，工事名標識板，協力依頼板，協力感謝板等）は規定の本数を規定の位置に設置すること。また，工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して，安全ロープ，防護柵，夜間標識，バリケードを設置して，事故防止に努めなければならない。

5　工事施工のための安全対策は　別紙―２　による。

第１３章　その他

1　検査

1）工事は関係機関の検査，及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果，手直し等を生じた場合は請負者の負担でこれに応じなければならない。

2）検査に当たっては現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。

3）検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については検査員の指示に従わなければならない。

4）検査ヶ所の修復は検査員の指示により請負者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

5）中間検査は，原則として，おおむね進捗５０％時点または不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので，時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

2　提出書類

1）工事工程管理に基づき、当月２５日現在の工事進度を月末までに報告するものとする。

2）共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。

3　工事カルテ作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として通知書を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時及び変更契約時は，契約締結後土曜日，日曜日，祝日等を除く 10 日間以内に、工事完成検査時は工事完成後 10 日間以内に、（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また，登録完成後は（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

4　下請け

工事を下請けに出したときは、下請け契約を締結した日より５日以内に下請け通知書を発注者に提出すること。

1)　下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について

請負者は，工事の一部を下請に付する場合は，鹿児島地域振興局農林水産部日置支所管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。管内に対象業者がいない場合は，県内業者も可とする。

5　配置技術者等の途中交代

（1）配置技術者の途中交代が認められる場合としては，主任技術者又は監理技術者の死亡，傷病，または退職等，真にやむを得ない場合のほか，下記に該当する場合である。

①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し，工期が延長された場合。

②橋梁，ポンプ，ゲート等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点。

③ダム，トンネル等の大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

（2）上記１のいずれの場合であっても，請負者と発注者が協義し，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

6　ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害す

ることがないようにすること。

(4) さし枠装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

7　県産資材等の優先活用について

工事に使用する資材については，県内で産出，生産または，製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

8　暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

いちき串木野市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において，暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，断固としてこれを拒否するとともに，その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。

市工事等において，暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は市（発注者）と協議を行うこと。

9　第３者に対する損害保険加入

本工事において、第３者に対する損害保険に加入し、証書の写しを施工計画書に添付すること。

10　工期等の取り扱いについて

1　本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。

2　「工事標識板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

１１　「週休２日」試行工事について

本工事は、週休２日の試行対象工事である。試行にあたっては、『「週休２日」試行工事要領』に基づき行うものとする。実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。また、実施予定の現場は、工事着手前に監督員と協議し、実施手続をおこなうこと。

第１４章　現場代理人の兼任

1　現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（6）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

（1）それぞれの工事の当初請負代金額が4,000万円未満であること

（2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

（3）兼任できる工事は2件とする。ただし、全ての工事がいちき串木野市発注の工事であり、かつ、現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合、災害復旧工事に限り、３件以内であれば兼任可能とする。

（4）兼任する工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね10㎞以内の範囲

（5）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

（6）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

2　手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を

得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。
なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3　受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第１５章　前払金・中間前払金

1　請負金額が 100 万円以上の契約については、40%の範囲内で前払金を請求することが出来る。

2　請負金額が 100 万円以上の契約工事で既に 4 割以内の前金払がなされている工事は、さらに 2 割を超えない範囲で中間前払をすることが出来る。

第１６章　「情報共有システム活用」試行工事について

本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。試行にあたっては、「情報共有システム活用工事試行要領」に基づき行うものとする。試行要領は、いちき串木野市ホームページから入手できる。また、活用の意向を施工計画書提出前に監督員と工事打合簿により協議し、実施の有無を決定するものとする。

第１７章　「電子納品」試行工事について

本工事は、電子納品の試行対象工事である。試行にあたっては、「いちき串木野市電子納品の手引き(案)」に基づき行うものとする。手引き(案)は、いちき串木野市ホームページから取得できる。また、活用の意向を施工計画書提出前に監督員と工事打合簿により協議し、実施の有無を決定するものとする。

第１８章　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあたっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

（別紙－１）　建設副産物の適正処理及び利用促進

第１条　総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け，公共工事再資源の活用が求められることから，「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」などに基づき、本工事のあたっては，以下の各号に示す事項を厳守すること。

第２条　再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し，再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	使用箇所

なお，使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守すること。

第３条　建設発生土の利用

埋戻しに使用する土は、掘削土を利用するものとする。

第４条　建設発生土の搬出

（指定処分Ａの場合）

1. 建設工事や施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 (1) 受入れ場所:　南国殖産
 (2) 名称：　建設発生土
 (3) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
2. 再生資源利用促進計画を作成し施工計画書に含めて提出すること。
3. 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること
4. 建設工事発注後やむを得ない事情により上記の指定により難い場合は，監督職員と協議の上、その指示によること。

第５条　指定副産物の搬出

建設工事の施工より発生する建設廃材（コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）及び建設発生木材は最寄りの再資源化施設に搬出すること。なお，建設発生木材については、市町村の焼却施設、民間の焼却施設に搬出することとする。また、搬出後は、マニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。

なお、建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は，監督職員と協議の上、その指示によること。

第６条　再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

第７条　特定建設資材の分別解体等再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

500 以上万円の建設工事については，建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程毎の作業内容・解体法	①仮設	仮設工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※分別解体等の方法の欄については,該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※上記②については積算上の条件明示であり,処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③その他

仮置き等必要条件

施工計画書において監督職員との協議のうえ，承認を得るものとする。

（別紙―２）

安　全　管　理

第１条　工事施工のための安全対策

（１）安全標識

イ）立入り禁止の標識

ロ）制限速度及び注意の標識

ハ）工事予告の標識

（２）安全施設

イ）工事現場の囲い，手すり，地すり，（幅木）

A）工事現場周辺の囲い，有刺鉄線，ロープ等

B）墜落の危険のある作業場所での手すり，地すり，安全ロープ等

C）落下物に対する簡単な金網，板等の防護施設

ロ）高圧機器の感電防止柵等

A）地上に設置する変圧及び，高圧負荷の機器の防護策等

B）簡易クレーン等が道路又は，道路上を横断する場合，落下物に対する簡単な防護施設

ハ）警報装置等

A）交通頻繁な出入口等に設置する警報装置（信号機，カーブミラー等）

B）危険区域からの退避等を知らせる警報装置（鐘，サイレン等）

C）その他（トランシーバー，保安燈の電池，赤旗等）

ニ）交通安全施設等

バリケード，セーフティコーン，進入防止柵，歩道柵，放送施設，その他警報施設，遮断機等

（３）安全管理

イ）監視員

A）線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視

B）コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視

C）土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視

D）道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

ロ）誘導員

A）土砂場，崖縁，見通し困難な場所，工事用道路と一般道路との交差する箇所，土石等の崩壊，落下の恐れのある箇所，又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導

B）一般公道上で作業する場合の誘導

C）その他上記に準ずるもの

ハ）見張員

A）倒壊及びコンクリート塊，鉄片等の飛散，落下に対する災害防止に必要な場合の見張り

B）見通しの悪いところの見張り

C）その他上記に準ずるもの

ニ）信号手

A）トラック等の出入頻繁な箇所の信号手

B）点火（発破作業）の合図，退避の合図（旗振り）のため

C）危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手

D）その他上記に準ずるもの

ホ）安全用品

保安帽，命綱，防じんマスク，防毒マスク，耳栓，信号燈，発煙筒等

第２条　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に，本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し，監督職員に提出するものとする。

第３号様式（標準書式第９条第４項関係）

工　事　打　合　簿

決裁分

発　議　者	○ 発注者　◉ 請負者	発　議　年　月　日	令 和　8 年　11 月　16 日
発　議　事　項	□指示　□ 協議　□ 通知　□ 承諾　☑ 提出　□ 報告　□ 届出　□ その他（　　）		
工　事　名 （工事番号含む）	8災第○号　●●□□地区外1箇所農地災害復旧工事	請　負　者　名	㈱●●建設

（内　容）
施工計画書の提出について

添付図　　葉，その他添付図書　受領書1式

処理・回答	発注者	上記について　□ 指示　□ 承諾　□ 協議　□ 通知　□ 受理　します。 □ 変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □ 緊急を要するものであるため，工事打合簿により指示します。 併せて，変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □ その他（　　） （　　） 監督職員　石神　大士　　令和　年　月　日
	請負者	上記について　□ 了解　□ 協議　□ 提出　□ 報告　□ 届出　します。 □ その他（　　） （　　） 現場代理人　●●　△▲　　令和　年　月　日

工事検査員	検査員	課長	技術補佐	総括監督員	監督員

現場代理人	主任技術者

第３号様式（標準書式第９条第４項関係）

工　事　打　合　簿

返却分

発　議　者	○ 発注者　◉ 請負者	発　議　年　月　日	令和　8年　11月　16日
発　議　事　項	□指示　□ 協議　□ 通知　□ 承諾　☑ 提出　□ 報告　□ 届出　□ その他（　　）		
工　事　名 （工事番号含む）	土改(補助)第1号　土地改良施設維持管理適正化事業(50期生) 川南上ポンプ施設改修工事	請　負　者　名	㈱●●建設

（内　容）
施工計画書の提出について

添付図　　葉，その他添付図書　受領書1式

処理・回答	発注者	上記について　□ 指示　□ 承諾　□ 協議　□ 通知　□ 受理　します。 □ 変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □ 緊急を要するものであるため，工事打合簿により指示します。 併せて，変更契約の対象となるので，別途変更指示書にて通知します。 □ その他（　　） （　　） 監督職員　石神　大士　　令和　年　月　日
	請負者	上記について　□ 了解　□ 協議　□ 提出　□ 報告　□ 届出　します。 □ その他（　　） （　　） 現場代理人　●●　△▲　　令和　年　月　日

工事検査員	検査員	課長	技術補佐	総括監督員	監督員

現場代理人	主任技術者